行橋市産後ケア　通所（デイサービス）のお知らせ

出産病院を退院し、いざ自宅で子育て！だけど…**「産後手伝ってくれる人がいない…」**
「授乳や沐浴、赤ちゃんのお世話ってこれでいいのかな…」「すこし気分も沈みがち…」など、
産後のお母さんは不安に思うこともありますね。
そんな時、市が委託する施設に通所（デイサービス）し、相談や指導を受けることができます。
それが**『産後ケア通所（デイサービス）』**です。行橋市はお母さんの安心した子育てを応援しています！

利用できる方

行橋市に住民票がある産後12か月未満のお子さんがいるお母さんで下記該当する方。
① 産後の疲れや育児に不安を感じている方
② ご家族などから産後の家事・育児等の支援が受けられない方

サービス内容

市の委託する施設に通所（デイサービス）して、育児や授乳方法の指導、
お母さんの不安の解消などの以下のような支援を受けることができます
※ただし、医療行為はできません。

からだのサポート	：お母さんの体調管理、授乳相談など
こころのサポート	：育児相談、お母さんの心の休養など
育児のサポート	：沐浴方法や授乳方法の指導、発育発達に関することなど

自己負担額

※自己負担額は利用した施設を退所時に直接施設にお支払いください。
※課税状況は毎年6月に決まるため、年度をまたいで利用する場合は自己負担額が変更となる場合があります。
転入された方につきましては再度課税証明書の提出を求める場合がございますのでご了承ください。

世帯区分	自己負担額	利用回数
市民税課税世帯	1,０００円／回	・原則として7回以内 （7回は分割して利用可能です） ・１回朝９時から17時の間の3時間以上７時間未満で一食お食事が付きます。
市民税非課税世帯 生活保護世帯	無料	

※多胎児等の場合の自己負担はありません。
※利用時間等は各施設にお問い合わせください。
※おむつ、ミルク等必要物品は持参してください。

利用の流れ

①申請

行橋市子育て支援係（西棟１階 ⑯番窓口）へ申請してください。

妊娠9ヶ月（３２週）から申請が出来ます

申請する場合は、利用希望施設に事前に利用希望であることをお伝えください。
申請時に利用希望の施設が未定の場合、決まり次第市役所と施設に連絡をしてください。

申請時にお持ちいただく物

- ☑ 行橋市産後ケア事業利用申請書 ・ 同意書
  （申請書と同意書は提出先窓口（市役所１階⑯番窓口）および利用施設に置いています。 また、市のホームページからもダウンロードできます。）
- ☑ 母子健康手帳
- ☑ 印鑑
- ☑ 当該年の世帯の課税状況（市民税所得割額）がわかる書類
  （4～5月申請の方は前年度分）

※生活保護世帯に該当する方は、生活支援課発行の「保護証明書」をご提出ください。

②通知送付

行橋市子育て支援係から申請者宛に『利用承認通知書』を送付します。
※送付時期については、利用が決定する時期により、②と③が前後する場合があります。

③利用開始

行橋市から実施を依頼する施設へ『産後ケア事業実施依頼書』を送付します。
『利用承認通知書』に記載されている期間、 施設で通所（デイサービス）の利用ができます。

④利用後 アンケート 回答

利用後、QRコードを読み込んでアンケートの回答をお願いします。

産後ケア　通所（デイサービス）を実施している施設（R7年度）

施設名	住所	連絡先
内田産婦人科医院	〒８２４－００３１ 行橋市西宮市５－１－１０	（０９３０）２３－０１５５
しんもと産婦人科	〒８２４－０００１ 行橋市行事７－７－２	（０９３０）２２－０８１８
立野レディースクリニック	〒８２４－０００５ 行橋市中央１－１２－１２	（０９３０）２２－０７１５
麻の葉助産院	〒８２４－００２５ 行橋市東徳永３４８－３	０９０－８４００－１０８５
助産院フラウエンハウス加來	〒８２６－００４１ 田川市弓削田上の原3071	（０９４７）２３－１１３８
助産院　笑望（エミ）	〒８２２－１１０１ 田川郡福智町赤池243-8	０９０－４９８６－６９５２
九州労災病院	〒800-0296 北九州市小倉南区曽根北町1-1	０９３-４７１-１１２１

【行橋市産後ケア事業についてのお問い合わせ先】
行橋市役所　子ども支援課　子育て支援係（１階⑯番窓口）
TEL：０９３０－２５－９６１０（直通）

R7.6月改正